(表 面)

診 断 書(健康管理手当・継続用)

氏 名		明治・大正・昭和	年 月	日	男	· 女
居住地						
原子爆弾被爆者に 援護に関する法律 第2項の認定に係 の種類(*1)	事第27条3 細胞増殖系る障害4 内分泌5 脳血管	・ ・ に機能障害 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7 腎臓機 8 水晶体 機能障 9 呼吸器 10 運動器 11 潰瘍に。 機能障害	害 幾能障領 幾能障領 よる消化		
上記(*1)の阿う疾病の名称(*						
	している 2 固定化し ての意見 *3)	している していない(* 2の欄の 期間は、			を必要と の見込み	
上記(* 2)及び の疾病の状態と* に足る所見・デー 在の治療状況、技 等及び今後の治療	判断するータ、現受薬状況					
以上のとおり、診断します。						
Æ	F 月 日 医療機関の 所 在 医 師 氏)名称 地 : 名				印

^{*}裏面の注意事項を御覧の上、記入してください。

記入上の注意

- 1 この診断書は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項の規定に基づき、下記 2に記載する疾病のいずれかにより現に認定を受けている方が申請(継続)を行う場合に提出して いただくものです。
- 2 この診断書の対象疾病は、次に掲げるものです。
- (1) 造血機能障害を伴う疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものです。)
- (2) 肝臓機能障害を伴う疾病(肝硬変がその主なものです。)
- (3) 細胞増殖機能障害を伴う疾病(悪性新生物がその主なものです。)
- (4) 内分泌腺機能障害を伴う疾病(糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症がその主なものです。)
- (5) 脳血管障害を伴う疾病(くも膜下出血、脳出血、脳梗塞がその主なものです。)
- (6) 循環器機能障害を伴う疾病(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものです。)
- (7) 腎臓機能障害を伴う疾病(ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎がその主なものです。)
- (8) 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障のことです。)
- (9) 呼吸器機能障害を伴う疾病(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症がその主なものです。)
- (10) 運動器機能障害を伴う疾病(変形性関節症、変形性脊椎症がその主なものです。)
- (11) 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病(胃潰瘍、十二指腸潰瘍がその主なものです。)

備考 健康管理手当の受給資格について、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項 の規定に基づき、都道府県知事の認定を受けていない場合は、この様式は使用しないこと。